

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

山陽小野田市水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)
- ※**有効期間内に更新申請しなければ、失効**となりますのでご注意ください。

山陽小野田市で指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	平成17年3月22日の市町合併前に旧小野田市、旧山陽町で指定を受けた工事事業者様は、 平成17年3月22日(合併の日)が山陽小野田市の指定を受けた日 となります。
平成11年4月1日～平成15年3月31日	
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日(3年)
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日(4年)
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日(5年)

山陽小野田市水道局では、令和3年10月1日より更新申請の受付を行う予定です。初回の更新については、更新時期が近づきましたら対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送にてお知らせします。更新申請期間については、窓口の混雑を避けるため、指定の有効期間の範囲内で上表からさらにグループ分けし、設定する予定です。

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は**住民票の写し**(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(**免状**又は**技術者証**の写し)

◎4項目確認資料(参考)

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

●指定更新手数料
10,000円

◇更新申請についてのお問い合わせは
山陽小野田市水道局 総務課 企画調整班 監理係
TEL:0836-83-4587